

○高圧ガス製造廃止届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第21条第1項、第3項 冷凍則第29条第2項

適用

- ・第1種製造者が製造を廃止したとき
- ・第2種製造者が製造の事業を廃止したとき

必要書類

1. 高圧ガス製造廃止届書（冷凍則様式第16）
2. 高圧ガス製造許可証（第一種製造者）
3. 高圧ガス製造事業届出書の副本（第二種製造者）
（2又は3を紛失している場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を提出）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）